

水道料金の 基本料金 減免制度

問い合わせ：水道管理課 Tel 23-2020

水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うために平成29年4月1日から水道料金を改定しました。この改定に伴い、福祉政策的な観点から基本料金について次のとおり新たに減免措置を設けました。

■減免の対象

市内に住民登録をしている人の住居で、メーター口径が13・20ミリメートルであり、生計を一にする人および同一のメーターを利用する世帯全員の前年分の総所得額が下記の条件を満たす場合。

- 1人世帯： 480,000円以下
- 2人世帯： 960,000円以下
- 3人世帯： 1,440,000円以下
- 4人世帯： 1,920,000円以下
- 5人以上： 1,920,000円に4人を超える1人につき330,000円を加算した額以下

※生活保護受給世帯を除く。

■減免額

改定前後の基本料金の差額分

■申請の方法

「水道基本料金減免申請書」に生計を一にする者及び同一のメーターを利用する世帯全員の①住民票②市県民税課税証明書または収入の状況がわかる書類を添えて申請してください。

■申請書設置場所・申請先

水道管理課（水道庁舎）、市民課（安来庁舎）、広瀬

地域センター（広瀬庁舎）、伯太地域センター（伯太庁舎）

※市のホームページにも掲載しています。

■申請の期間

申請年度の7月末日まで

※8月1日以降に水道を使用開始した方は、開始日から1カ月以内に申請してください。

■申請の有効期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

※引き続き減免を受けようとする場合は、年度ごとに更新の手続きが必要です。

■減免制度の期間

平成34年3月31日まで。

平成29年4月以降の

1カ月あたりの水道基本料金表 単位：円

基本料金	口径	旧料金	新料金		
		～平成29年3月3日	平成29年4月1日～	平成30年4月1日～	平成31年4月1日～
13mm	13mm	1,000	1,100 (100)	1,200 (200)	1,250 (250)
	20mm	1,350	1,380 (30)	1,490 (140)	1,550 (200)

※()内は減免額になります。

※水道従量料金表の区分も見直しています。詳しくは、広報やすぎ平29年1月号の15ページをご覧ください。

課（☎23・3102）

▼駐車場 安来港新港

▼問い合わせ 環境政策

▼申し込み 個人参加の場合

ラムサール条約湿地
一斉清掃
中海・宍道湖



平成17年にラムサール条約湿地に登録された中海と宍道湖。周辺自治体では毎年、清掃活動に取り組んでいます。